

八潮市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、八潮市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の違反行為に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び八潮市上水道事業給水条例（平成9年条例第31号）の例による。

(違反行為の調査、指導等)

第3条 経営課給水・料金担当は、指定工事事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

2 経営課給水・料金担当は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当該指定工事事業者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。

3 経営課給水・料金担当は、当該指定給水装置工事事業者からてん末書の提出を求めるとともに、指定給水装置工事事業者違反行為調査兼報告書（様式第1号）を作成する。

(文書による注意)

第4条 経営課長は、違反行為の内容を検討し、法第25条の11第1項の規定による指定の取消し又は八潮市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水管規程第2号。以下「規程」という。）第4条第1項の規定による指定の効力の停止（以下これらを「処分」という。）は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促す必要があると認めるときは、文書による注意又は警告を行うことができる。

(処分に係る意見具申)

第5条 経営課長は、違反行為の内容を検討し、処分が必要と認められるときは、指定給水装置工事事業者違反行為調査兼報告書により水道部長に報告し、八潮市指定給水装置工事事業者審査会（以下「審査会」という。）の開催の可否について、意見を具申することができる。

(水道技術管理者等の意見)

第6条 水道部長は、必要があると認めるときは、審査会に水道技術管理者その他委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができ

る。

(意見陳述のための手続)

第7条 経営課長は、指定工事事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当し、同条の規定による指定の取消しが相当であると認めるときは、八潮市行政手続条例（平成9年12月24日条例第23号）及び八潮市聴聞手続規則（平成6年10月19日規則第41号）に基づき経営課長をして聴聞を主宰させるものとする。

2 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書（様式第2号）により通知する。

3 聴聞を終結したときは、経営課長は、速やかに聴聞報告書（様式3号）及び処分案を作成し、水道部長に報告する。

4 経営課長は、指定工事事業者が、法第25条の11第1項の規定による指定の取消しに替え、規程第4条に該当する場合であつて、指定の効力の停止をすることが相当であると認めるときは、当該指定工事事業者に弁明の機会を与える。

5 弁明の機会を与える場合には、当該指定工事事業者に対して、弁明通知書（様式第4号）により通知する。

6 聴聞及び弁明の機会の付与に関する事務は、経営課が行う。

(取消等の通知)

第8条 市長は、処分を決定した場合は、当該指定工事事業者に対し、規程第3条又は第4条第2項の規定による通知を行う。

2 市長は、処分を行う場合は、規程第5条の規定に基づき公告を行う。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第9条 市長は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があつたと認めるときは、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。

(処分等の基準)

第10条 この要綱に定める違反行為に対する処分等の基準は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

報告書第 号
年 月 日

経営課長 宛

給水・料金担当

指定給水装置工事事業者違反行為調査兼報告書

八潮市指定給水装置工事事業者が、水道法第25条の11第1項に該当する行為を行ったので、八潮市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第3条の規定により下記のとおり報告します。

記

対象となる指定給水装置工事事業者	
指 定 番 号	第 号
指定工事事業者名	
代 表 者 氏 名	
工 事 場 所	
発 見 日	年 月 日
行 為 の 内 容	
添付資料（てん末書、関係図面、関係資料など）	

様式第 2 号（第 7 条関係）

八潮水経第 号
年 月 日

指定 号

様

八潮市水道部経営課長

聴 聞 通 知 書

下記のとおり、八潮市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第 7 条第 2 項により、聴聞を行うため通知する。

なお、聴聞については、八潮市行政手続条例（平成 9 年 1 2 月 2 4 日条例第 2 3 号）及び八潮市聴聞手続規則（平成 6 年 1 0 月 1 9 日規則第 4 1 号）に定めるところにより行う。

記

1 聴聞を受ける指定給水装置工事事業者の名称又は氏名

指 定 番 号 第 号

名 称 又 は 氏 名

所 在 地

代 表 者

2 対象となる違反行為

3 予定される処分及び根拠法

3 聴聞の日時 年 月 日 時 分より

4 聴聞を行う場所及び事務を所掌する課

八潮市水道部

八潮市中央一丁目 3 番地 1

経営課

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

水道部長 宛

経営課長

聴 聞 報 告 書

八潮市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第7条により、聴聞を行ったので報告します。

- 1 聴聞を行った指定給水装置工事事業者の名称又は氏名
指 定 番 号 第 号
名称又は氏名
所 在 地
代 表 者
- 2 聴聞の日時 年 月 日
- 3 聴聞の場所 八潮市水道部内
- 4 出席者
- 5 聴聞調書及び処分案 別添

様式第 4 号（第 7 条関係）

八潮水経第 号
年 月 日

指定第 号

様

八潮市水道部経営課長

弁 明 通 知 書

八潮市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第 7 条第 5 項により、弁明の機会を付与する。

なお、弁明は、八潮市行政手続条例第 2 7 条により、口頭での弁明を認めるときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。また、弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

1 対象となる違反行為

2 予定される処分及び根拠法

3 対象となる指定工事事業者の名称又は氏名

指 定 番 号 第 号

名称又は氏名

代 表 者

所 在 地

4 弁明書の提出期限及び提供先又は口頭による弁明を行う日時及び場所

日 時 年 月 日

場 所 八潮市水道部

八潮市中央一丁目 3 番地 1

提出先 経営課給水・料金担当